

議案第48号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「名称 基山町営けやき台駐車場

位置 基山町けやき台四丁目57番地」

を

「

名 称	位 置
基山町営けやき台駐車場	基山町けやき台四丁目57番地
基山町営基山駅前駐車場	基山町大字小倉221番地2

に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、基山町営基山駅前駐車場を使用できる車両は、普通自動車のみとする。

第5条中「月額3,500円の」を「別表に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、障害者等用駐車枠に駐車する場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

名 称	契約による分類	使用料
基山町當けやき台駐車場	月極駐車場	1月につき3,500円
基山町當基山駅前駐車場	時間貸し駐車場	駐車時間が20分未満の場合は無料。 20分を超えた場合は60分ごとに100円とし、17時から20時までは30分ごとに150円とする。 ただし、7時から17時までの最大料金は600円とし、20時から翌日7時までの最大料金は500円とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

基山町當基山駅前駐車場を不正に長時間利用する車両が後を絶たないことから、有料化し適正利用と有効活用を図るため、基山町當駐車場の設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

令和3年12月16日原案可決